

令和5年2月市議会 総務委員会資料

第4号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算（第14号）

〈目次〉

3款 民生費 5項 災害救助費 1目 災害救助費

1 災害救助費負担金

1 被災者生活再建支援費負担金 P3~5

市民生活部
令和5年2月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
28～ 29	3 民生費	5 災害救助費	1 災害救助費	1-1	被災者生活再建支援費負担金	千円 1,667

1 概要

「長崎県・市町被災者生活再建支援制度」に基づき、長崎県から被災世帯に対して支給する支援金については、協定に基づき長崎県と被災市町で負担することとしており、令和4年中に長崎県から被災世帯に対して支給された支援金の本市負担分（1/3）について、長崎県に対し負担金として支出するもの。

2 事業内容

- (1) 対象災害 令和3年8月大雨災害
- (2) 県支給の支援金額 5,000,000円
- (3) 負担割合 県：2/3、被災市町：1/3（各市町共通）
- (4) 本市負担額 1,666,667円
- (5) 内訳

（金額：千円）

被災区分	件数	支援金額	⇒	県負担額 （2/3）	本市負担額 （1/3）
全壊（複数世帯）	1件	2,000		1,333	667
全壊（複数世帯）	1件	3,000		2,000	1,000
計		5,000		3,333	1,667

3 財源内訳

総事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 1,667	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,667

【参考】長崎県・市町被災者生活再建支援制度の概要

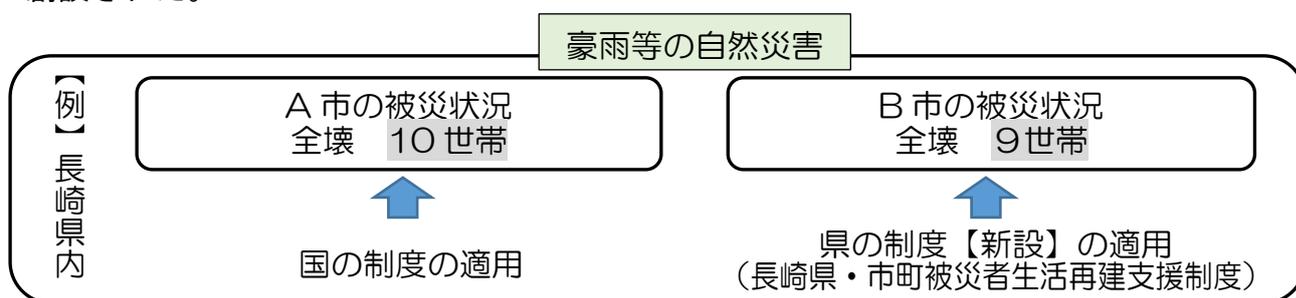
(1) 制度の趣旨等

豪雨等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対しては、「被災者生活再建支援法」に基づく国の支援制度により「被災者生活再建支援金」が支給される。

しかしながら、この制度では、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等」が支援の対象となっていることから、同じ県内の同じ自然災害であっても、「10世帯以上の住宅全壊被害」により支援法が適用される市町と、「9世帯以下の住宅全壊被害」のため支援法が適用されない市町が生じる場合などがある。

そのため、このような支援法が適用されないケースについては、地方公共団体において必要な措置を講じることとされており、全国の多くの都道府県において、独自の被災者生活再建支援制度が創設され、支援が行われている。

このような状況を踏まえ、国の支援制度を補完し、県と市町が一体となって被災世帯の生活の再建を支援することとして、長崎県において独自の被災者生活再建支援制度が創設された。



(2) 県の制度における対象災害及び支援の対象

本県や隣接県（福岡県、佐賀県、熊本県）で被災者生活再建支援法や災害救助法が適用される自然災害による災害であって、被災者生活再建支援法が適用されない区域（市町）において同災害により被災した世帯

(3) 支援金額

国の制度に基づく金額と同額で次に定める「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額。

ア 住宅の被害程度（損害割合等）に応じて支給する支援金（基礎支援金）

り災区分	世帯区分		備考
	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円	※1…倒壊による危険防止のために解体する場合等 ※2…火砕流等で長期間住家に戻れない場合 ※3…損害が40%以上50%未満
解体（※1）	100万円	75万円	
長期避難（※2）	100万円	75万円	
大規模半壊（※3）	50万円	37.5万円	

◆中規模半壊（損害が30%以上40%未満）に対する基礎支援金はなし。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

り災区分	世帯区分	世帯区分		備考
		複数世帯	単身世帯	
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	建設・購入	200万円	150万円	※1…り災後、公営住宅に入居する場合は、加算支援金は支給しない。
	補修	100万円	75万円	
	賃貸住宅（※1）	50万円	37.5万円	
中規模半壊	建設・購入	100万円	75万円	
	補修	50万円	37.5万円	
	賃貸住宅（※1）	25万円	18.75万円	

◆被災した市町内において再建を行う場合のみ支給。

(4) 適用年月日
令和3年7月13日から（長崎県要綱による）

(5) 県と被災市町の負担割合
県：2/3、被災市町：1/3

(6) 支援金支給までの流れ
市町においては支援金の「申請受付」及び県への「進達」を行い、県において「審査」及び被災者への「支給」を行う。

